

新年のご挨拶

埼玉県農協健康保険組合
理事長 坂本 富雄



あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、すこやかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、日頃より当健保組合の事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の医療費は、急速な少子高齢化や医療技術の高度化などにより年々増え続けています。厚生労働省が発表した「令和4年度 医療費の動向（メディアス）」によると、令和4年度の国全体の概算医療費は、新型コロナウイルス感染症の影響も続いており、前年度比約1.8兆円増、過去最高額の46兆円となっています。なかでも高齢者の医療費の割合は大きく、約4割を75歳以上の医療費が占めています。

2025年には団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となることで、医療費のさらなる増大とともに、現役世代が高齢者医療制度のために拠出する納付金の増加が予測されており、国民皆保険制度の持続性確保のためにも、全世代型社会保障制度への転換が急がれています。

こうしたなか、2024年度は、みなさまの健康を守る事業である第3期データヘルス計画・第4期特定健診・特定保健指導が始まります。特定健診においては質問票の項目がより詳細に把握できる内容に見直され、特定保健指導ではアウトカム評価を導入し、成果を重視するようになるなど、我々健康保険組合の要であります保健事業に関わる見直しが実施されます。当健保組合といたしましては、これまで以上に効果的・効率的な事業展開を目指し、組合運営を行ってまいります。みなさまにおかれましても、被扶養者の方も含め、健康保険組合が実施する特定健診や特定保健指導などを積極的に受けていただき、健康管理にご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、現在、政府はオンライン資格確認等システムの安定的な運営に向けて、マイナンバーカードの取得と、マイナンバーカードと保険証との一体化を推進しています。制度の運用には医療保険者における迅速で正確なデータ登録が不可欠ですので、みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、みなさまのますますのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



「年収の壁・支援強化パッケージ」について

厚生労働省から、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しする施策として発表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、お知らせします。

「年収の壁」とは？

社会保険（年金・医療保険）においては、会社員の配偶者で一定の収入がない方は、被扶養者（第3号被保険者）として、保険料を負担していませんが、一定の年収に達すると、保険料負担が発生することになります。保険料負担が生じると、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がいらっしゃいます。こうした方が意識している収入基準（年収換算で106万円や130万円）が「年収の壁」と呼ばれています。

このような社会保険制度上の収入基準のほか、企業が支給する配偶者手当に収入要件がある場合も、就業調整の要因になっていると指摘されています。

「106万円の壁」への対応 ※従業員101人(2024年10月からは51人)以上の企業等で働くパートタイム労働者

年収106万円以上になると扶養から外れ、健康保険・厚生年金に加入することとなります。この保険料負担を回避する目的で就業調整されるケースがあります。この対策として、従業員負担の保険料に関して、企業が社会保険適用にともない従業員の手取り収入が減らないように手当等を支給する場合に、企業等に対して国から従業員1人当たり最大で50万円の助成を行います。

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

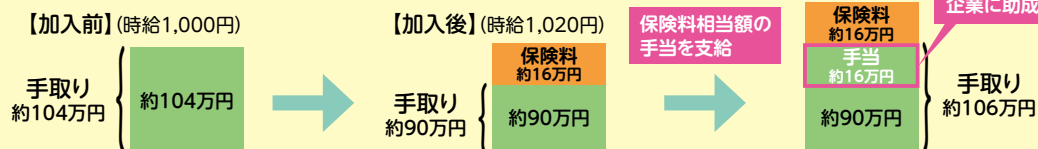
労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、年収の壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースを新設します。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用にともない手取り収入を減らさないように手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

イメージ
図

時給が上がり(年収104万円→106万円)、厚生年金・健康保険に加入した場合



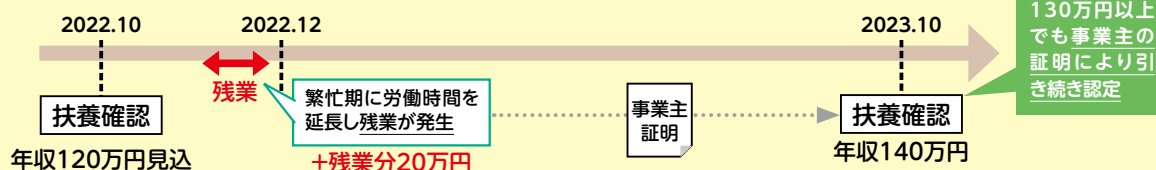
※保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していません。

「130万円の壁」への対応 ※従業員100人(2024年10月からは50人)以下の企業等で働くパートタイム労働者

年収130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上になると扶養から外れ、国民年金・国民健康保険に加入することとなります。この保険料負担を回避する目的で就業調整されるケースがあります。この対策として、人手不足による超過勤務にともなう一時的な収入変動ということを勤め先の企業が証明することを条件に、原則として2年までは扶養に入ることが可能となります。

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートタイム労働者の方が残業により一時的に収入増になった場合



制度の概要等につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」 https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



「年間医療費のお知らせ」は 令和6年3月上旬(予定)に発送します

当健保組合では毎年、前年の1月～12月にかかった医療費についてお知らせする「年間医療費のお知らせ」を発行しています。

このお知らせは、受診された医療機関や医療費等をご確認いただき、健康や医療についての関心を深めていただくとともに、架空請求等が発見する機会とし、医療費の適正化を図ることを目的としています。

「年間医療費のお知らせ」は令和5年中に医療機関等を受診された方に令和6年3月上旬の発送を予定しておりますが、確定申告に必要な方に限り、令和6年1月31日までにご申請いただくことで、2月中旬以降に発送いたします。

詳しい申請方法等につきましては、当健保組合ホームページにてご確認ください。

確定申告に必要な方は、
令和6年1月31日までに
申請していただくと、
2月中旬以降に発送します



「マイナポータル」(政府が運営するオンラインサービス)からも 医療費通知情報をご確認いただけます

「マイナポータル」から e-Tax に連携し、確定申告が簡単になります

マイナンバーカードを利用して「マイナポータル」にログインすることで、お手持のスマートフォン等からも医療費通知情報を確認することができます。

「マイナポータル」では、原則、保険医療機関・保険薬局の窓口で支払った保険診療分*の医療費に関する情報のみ取得でき診療を受けた月の翌々月11日以降に医療費通知情報が反映されます。また、e-Tax で確定申告する際に利用するデータをダウンロードすることもできます(確定申告に利用するための1年間分の医療費通知情報(XMLデータ)は、例年、原則2月9日に申告年分の1月から12月分までの情報が一括で取得可能となります)。

マイナンバーカードを使って医療機関を受診していない場合や、マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方でも医療費通知情報を確認できるため大変便利です。是非一度使ってみてください。

※ご注意

保険診療分であっても、例えば、はり・きゅう等の施術費用や整骨院・接骨院の柔道整復療養費など、「マイナポータル」から取得できない情報もありますのでご注意ください。その場合は、領収書をもとにご自身で申告いただく必要があります。

【以下のような場合も「マイナポータル」から情報が取得できません。】

- ・高額な医療費を保険医療機関・保険薬局の窓口で支払い、後日、保険者から支給を受けた場合の高額療養費
- ・立て替え払いをしたときの療養費(保険資格を確認できずに受診した場合やコルセット等の治療用装具を作成した場合等)
- ・保険適用外の費用(自由診療や差額ベッド代等)

詳細は、「マイナポータル」の
ホームページをご覧ください
「マイナポータル」トップページ
<https://myna.go.jp/>



むさしの村「健保プラン」(いちご狩り)への 助成が始まります

むさしの村「健保プラン」を利用した方に、1回利用につき1人3,000円(未就学児も同様)を、契約保養施設年間限度額(加入者本人(被保険者・被扶養者)1人当たり、年間3泊(3回)を上限)の範囲内で助成します。

施設への事前予約・健保組合への事前申請なしに利用補助が受けられますので、是非ご利用ください。

1回利用につき
1人3,000円※
を助成します

※契約保養施設年間限度
額の範囲内で助成。



助成対象者 当健保組合の加入者本人(被保険者)および加入者家族(被扶養者)

健保プラン(3,000円助成後の金額です)

冬の推奨プラン (いちご狩り、BBQ、フリーパスチケット等 大人3,100円・小人2,600円)

設定期間: 令和6年2月3日(土)～3月31日(日)までの好きな日(土・日・祝日のみ)

【利用方法】

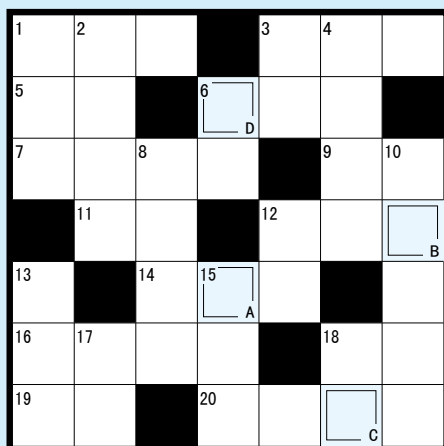
下記(1)～(3)の手順で、むさしの村利用補助をご利用いただけます。

- (1)むさしの村の「健保プラン」ご利用希望の方は、各プラン対象日にむさしの村へ直接ご来園ください。
- (2)入園ゲートにて当健保組合の保険証を提示し、施設スタッフに「健保プラン」利用の旨を伝えてください。
- (3)ファミリー館1階フロント(園内)に備え付けの「むさしの村 利用申込書」を記入し、助成金3,000円を差し引いた自己負担分を現金にてお支払いください。



クロスワード

A～Dの文字でできる言葉は何でしょう？



© スカイネットコーポレーション

↓ タテのカギ

- ① ミカンが似合う暖房器具
- ② 和室で布団を収納する場所
- ③ 「___の虎」と呼ばれた武田信玄
- ④ チョウチンアンコウが生息する場所
- ⑤ 雪が降り積もり、一面が___世界に
- ⑥ 生徒からの___に先生が解答
- ⑦ 以前と同じ状態
- ⑧ 武士が持つのは刀、騎士が持つのは？
- ⑨ ちりとりとセットで使う
- ⑩ 医師や科学者が着る上着
- ⑪ 童謡『雪』で、庭をけまわる動物
- ⑫ 経験の___は問いません

➡ ヨコのカギ

- ① スケートはこの上を滑る競技
- ② ___器で部屋の乾燥を防止
- ③ 「+」を使う___算
- ④ 国会の椅子に座る人たち
- ⑤ 手紙の最後に加える「PS」
- ⑥ オシドリや白鳥はこの仲間
- ⑦ 人気店の前にズラー
- ⑧ マフラーを編むため、5玉購入
- ⑨ 校内でみんなが見習うべき___生
- ⑩ 片方の目をパチッ
- ⑪ 12星座で水瓶の次
- ⑫ シルクロード=___の道
- ⑬ 睡魔に襲われ、ついウトウト…

A	B	C	D
---	---	---	---

クロスワード正解者には、記念品が当たります。

応募はEメールで。(kenkou@ja-saitama-kenpo.or.jp)

件名は「クロスワード」、本文に保険証記号・番号、住所、氏名(家族は続柄と氏名)を書いてください。(正解者多数の場合は抽選)

当選者の発表は記念品の発送をもってかえさせていただきます。